

令和01年度 第6回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和01年9月20日（金） 午後2時30分から午後3時15分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館 801会議室

3. 出席者：

【委員】（12名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	中務	幸雄
	3番	高田	孝
	4番	大前	有三
	6番	松井	重治
	7番	石田	隆文
	8番	木田	佳文
	9番	松本	弥生
	10番	光岡	大介
	11番	茶谷	巖
	12番	奥村	幸弘
	14番	前田	豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （主査）松谷 卓人 （主査）吉田 順二
（産業文化総括室長）北野 健

4. 欠席者： 2名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第3号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の取り扱いの件
〈審議結果：不許可〉

【議案第6号】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画承認申請の件
〈審議結果：承認〉

【報告第16号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第17号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第18号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦労様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は12名ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、12番奥村委員と14番前田委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。
- まず、議案第6号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画承認申請の件」を上程します。
- 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画承認申請の件」でございます。
- 【議案書朗読】**
- 本件は、新しく施行されました都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づいて民間の市民農園を開設するものです。申請農地は小学校から西へ60メートルのところにあり、耕作地として適正に保全管理されています。また市民農園開設者が策定した貸付規定及び、西宮市と土地所有者と市民農園開設者との3者で結んだ協定からも、市民農園開設に問題は無いと考えています。以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委員 (意見なし)
- 議長 無ければ、議案第6号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画承認申請の件」につきましては、承認することとしてご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第6号につきましては、承認することにします。
- 議長 続きまして、これより報告案件に入ります。まず報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。
- 【議案書朗読】**
- 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。
- 議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。
- 【議案書朗読】**
- 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事

務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第18号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第18号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長
委 員
議 長
議 長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

継続審議なっています議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を議題とします。本件に関しましては、農業委員会等に関する法律第31条並びに農業委員会規則第10条により、木田委員が除斥の対象となりますので、恐れ入りますが義所から退席をお願いします。

(木田委員退席)

議 長
事務局

それでは事務局の説明をお願いします。

先月の総会で保留となり、その後草刈を確認しましたが、畝立てもされていない現状では農地と認められないと考えていますが、現地写真を委員の皆様にご覧いただき許可不許可を決定したいと考えています。

議 長
中務委員

事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

事務局長や会長と一緒に現地を見ましたが、事務局の説明のとおり畝立てもされておらず農地とは言えないと私は考えています。

松井委員

この現地写真を見る限り、水稻耕作するにも機械等が必要なのに現地に無く、市外から軽トラックで通うなんて本当に耕作するのかなとの疑問もありますねえ。

光岡委員

今回不許可になったとしても、要件が整備されれば、半年後ぐらいに再度許可申請は可能ですか。

事務局
光岡委員

それは可能です。

わかりました。

議 長

他にご意見がなければ、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきまして、これを不許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員
議 長

(委員全員挙手)

全員が賛成ですので、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、「不許可」といたします。

(木田委員着席)

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時15分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)